

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年6月28日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 59 機関

所管部局	監査実施機関名
保健福祉部	竜ヶ崎保健所
農林水産部	県南農林事務所、稲敷地域農業改良普及センター、鹿行家畜保健衛生所、畜産センター養豚研究所
教育庁	県立常陸大宮高等学校、県立勝田工業高等学校、県立友部高等学校、県立那珂高等学校、県立鉾田第一高等学校、県立鉾田第一高等学校附属中学校、県立麻生高等学校、県立波崎高等学校、県立石岡第一高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校、県立竜ヶ崎南高等学校、県立江戸崎総合高等学校、県立取手松陽高等学校、県立牛久高等学校、県立竹園高等学校、県立つくば工科高等学校、県立茎崎高等学校、県立岩瀬高等学校、県立真壁高等学校、県立下館第一高等学校、県立下館第一高等学校附属中学校、県立下館第二高等学校、県立下館工業高等学校、県立明野高等学校、県立結城第一高等学校、県立鬼怒商業高等学校、県立石下紫峰高等学校、県立水海道第一高等学校、県立水海道第二高等学校、県立八千代高等学校、県立古河第一高等学校、県立古河第二高等学校、県立古河第三高等学校、県立境高等学校、県立岩井高等学校、県立坂東総合高等学校、県立坂東清風高等学校、県立守谷高等学校、県立古河中等教育学校、県立盲学校、県立常陸太田特別支援学校、県立水戸高等特別支援学校、県立勝田特別支援学校、県立石岡特別支援学校、県立美浦特別支援学校、県立伊奈特別支援学校、県立つくば特別支援学校、県立下妻特別支援学校、県立結城特別支援学校、県立協和特別支援学校、県立境特別支援学校
警察本部	ひたちなか警察署、太田警察署

2 監査対象年度

令和元年度

3 監査実施期間

令和3年3月1日から3月31日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の取組状況」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については意見とする。

2 監査結果

指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。